

業務管理体制の届出について

令和7年3月 青森県健康医療福祉部障がい福祉課

業務管理体制の届出

平成24年4月から、指定福祉サービス事業者等は、法令順守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられています。

- ▶ 指定を受けたにも関わらず届出を行っていない事業者は、早急に届出してください。
- ▶ 事業所名、住所の変更及び指定事業所の追加等届出事項に変更が生じた場合は、変更の届出を行ってください。

届出が義務付けられる事業者の種類

| 【障害者総合支援法に基づくもの】 | 【児童福祉法に基づくもの】 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者 | <ul style="list-style-type: none">・ 指定障害児通所支援事業者・ 指定障害児入所施設・ 指定障害児相談支援事業者 |

業務管理体制の整備

不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制を整備するもの。

【具体的な体制】

- ▶ 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者の設置
- ▶ 開設する事業所等の数に応じ、
 - ・ 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備
 - ・ 外部監査などによる「業務執行の状況の監査」

業務管理体制の届出

届出の内容

| 【対象となる事業者等】 | 【届出事項】 ※事業所等の数によって異なる |
|-------------------|---|
| すべての事業者等 | <ul style="list-style-type: none">事業者等の名称又は指名事業者等の主たる事業所の所在地事業者等の代表者の氏名、生年月日、職名「法令遵守責任者」（法令を遵守するための体制の確保に関する責任者）の氏名、生年月日 |
| 事業所等の数が20以上の事業者等 | <ul style="list-style-type: none">上記に加え「法令遵守規程」（業務が法令に適合することを確保するための規程）の概要 |
| 事業所等の数が100以上の事業者等 | <ul style="list-style-type: none">上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要 |

- ▶ 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数える。
- ▶ 事業所番号が同一でも、サービス種別が異なる場合は、異なる事業所として数える。
例) 同一の事業所で、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つ。

業務管理体制の届出

根拠条文ごとの対象サービス

| 根拠法 | 条文 | 事業者の種類 | 指定サービスの種類 |
|----------|-----------|--------------------------------|--|
| 障害者総合支援法 | 第51条の2 | 指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設の設置者 | 居宅介護 重度訪問介護 行動援助 重度障害者等包括支援 同行援護 療養介護 生活介護 短期入所 障害者支援施設 共同生活援助 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 |
| | 第51条の31 | 指定一般相談支援事業者 指定特定相談支援事業者 | 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 |
| 児童福祉法 | 第21条の5の26 | 指定障害児通所支援事業者 | 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 |
| | 第24条の19の2 | 指定障害児入所施設等の設置者 | 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 |
| | 第24条の38 | 指定障害児相談支援事業者 | 障害児相談支援 |

業務管理体制の届出

届出書の届出先

| | 事業所等の区分 | 届出先 |
|---|---|-------|
| ① | 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等 | 厚生労働省 |
| ② | 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者 | 市町村 |
| ③ | 全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設をく。）が同一中核市内に所在する事業者等 | 中核市 |
| ④ | ①から④以外の事業者等 | 都道府県 |

留意事項

- ▶ 届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の**根拠条文ごと**に行う。
- ▶ 根拠条文による事業者の種類は5種類となるので、**同一法人であっても、該当する種類が複数にわたる場合は、該当する種類ごと**に届出が必要。
- ▶ 届出事項の変更のうち「5事業者名称等及び所在地」については、新規指定や廃止により事業所の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届出が必要。
⇒ 事業所の数に変更となっても、整備する業務管理体制に変更がなければ届出不要。
(詳しくは、届出様式の記入要領を参照してください。)

業務管理体制の届出

届出様式

新規届出

第1号様式 障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

第2号様式 児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

変更届出様式

第3号様式 障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

第4号様式 児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

届出様式は県ホームページに掲載しています

「指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制整備の届出等について」

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/syougai_gyoumukanri_todokede.html

提出先（届出様式は押印不要ですので、電子メールでの提出でも構いません）

青森県健康医療福祉部障がい福祉課 障がい福祉事業者グループ メールアドレス

syahuku-syougai@pref.aomori.lg.jp